

飛島村個人情報保護条例施行規則

飛島村個人情報保護条例施行規則(平成7年規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、飛島村個人情報保護条例(平成19年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会的差別の原因となるおそれのある個人情報)

第2条 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、又は居住していたことその他その地域の出身であることに関する個人情報とする。

(個人情報取扱事務登録簿の作成)

第3条 条例第12条第1項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 村又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る人事、給与等に関する事務
- (3) 刊行物等で一般に入手し得るものを取り扱う事務

2 条例第12条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号のとおりとする。

3 条例第12条第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の事務事業名
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (3) 経常的な事務の流れ
- (4) 外部委託の有無
- (5) 個人情報の処理形態

(個人情報ファイルの登録事項等)

第4条 条例第13条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、個人情報の記録方法とする。

2 条例第13条第2項第5号に規定する実施機関が、規則で定める数は、30人とする。

(開示請求書)

第5条 条例第15条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、希望する開示方法とする。

2 条例第15条第1項に規定する開示請求書は、様式第2号のとおりとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第6条 条例第15条第2項、第24条第1項、第28条第2項及び第35条第2項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして実施機関が認める書類

(2) 本人に代わって法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他その資格を証明する書類として実施機関が認める書類

(開示決定通知書等)

第7条 条例第20条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示を実施する日時及び場所

(2) 開示の実施の方法

(3) 開示の実施に要する手数料の額

(4) 前3号に掲げるもののほか、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないときは、次に掲げる事項

ア 開示しないこととした部分

イ 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由

2 条例第20条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第 3 号

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第 4 号

3 条例第20条第 2 項に規定する書面は、様式第 5 号のとおりとする。
(決定期間延長通知書)

第 8 条 条例第21条第 2 項、第31条第 2 項及び第38条第 2 項に規定する書面は、様式第 6 号のとおりとする。
(決定等期限特例通知書)

第 9 条 条例第22条、第32条及び第39条に規定する書面は、様式第 7 号のとおりとする。
(開示決定等に係る第三者に対する通知書)

第10条 条例第23条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称

(2) 開示請求の年月日

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第23条第 1 項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第 8 号のとおりとする。

3 条例第23条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 1 項各号に掲げる事項

(2) 条例第23条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

4 条例第23条第 2 項に規定する書面は、様式第 8 号のとおりとする。

5 条例第23条第 3 項(条例第42条において準用する場合を含む。) に規定する書面は、様式第 9 号のとおりとする。

(開示の実施等)

第11条 条例第24条の規定による保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第24条第2項に規定する規則で定める方法は、当分の間、用紙に出力することができる情報については用紙に出力したものの閲覧又は交付とし、用紙に出力することができない情報については開示請求者の便宜を考慮した適宜適切な方法とする。

3 実施機関は、条例第24条第2項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている公文書の閲覧をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

（手数料の減免又は免除）

第12条 実施機関の長は、保有個人情報の開示を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を実施機関の長に提出しなければならない。

3 前項に規定する書面は、様式第10号のとおりとする。

4 第2項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては、当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

5 第1項に規定するもののほか、実施機関の長は、開示決定に係る個人情報に一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当と認めるときは、当該開示の実施の方法に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

（訂正請求書）

第13条 条例第28条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、求める訂正の内容とする。

2 条例第28条第1項に規定する訂正請求書は、様式第11号のとおりとする。

(訂正決定通知書等)

第14条 条例第30条第 1 項に規定する書面は、様式第12号のとおりとする。

2 条例第30条第 2 項に規定する書面は、様式第13号のとおりとする。

(訂正決定に係る提供先への通知書)

第15条 条例第33条に規定する書面は、様式第14号のとおりとする。

(利用停止請求書)

第16条 条例第35条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、求める利用停止の内容とする。

2 条例第35条第 1 項に規定する利用停止請求書は、様式第15号のとおりとする。

(利用停止決定通知書等)

第17条 条例第37条第 1 項に規定する書面は、様式第16号のとおりとする。

2 条例第37条第 2 項に規定する書面は、様式第17号のとおりとする。

(諮問した旨の通知)

第18条 条例第41条の規定による通知は、様式第18号により行うものとする。

(適用除外)

第19条 条例第44条第 3 号に規定する規則で定めるものは、愛知県統計調査条例(昭和26年愛知県条例第10号)第 2 条に規定する統計調査とする。

(施行の状況の公表)

第20条 条例第47条第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項について村長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 開示請求の件数

(2) 開示決定等の件数

(3) その他必要な事項

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

